

令和元年度主任介護支援専門員更新研修受講要件

公益財団法人愛知県シルバーサービス振興会

要 件		具 体 的 な 説 明 (赤字が前年度から変更となった部分です)	申 込 時 必 要 書 類	
共通要件 (全て該当すること)	①	<p>※平成24年度から28年度までに主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修を修了している <優先順位></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1:(経過措置扱)平成24年度から26年度の主任介護支援専門員研修修了者(経過措置期限:令和2年3月31日) ・第2:平成27年度主任介護支援専門員研修修了者(実質、平成31年度での受講が最終年度となる) ・第3:平成28年度主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修修了者 	<p>[平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了された方の経過措置(特例)] 令和元年度末(令和2年3月31日)までに主任介護支援専門員更新研修を修了する必要があります。 平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した方は経過措置による特例期間を過ぎていますので受講はできません。 [平成27年度以降の主任介護支援専門員研修並びに主任介護支援専門員更新研修修了者] 主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修修了後、おおむね3年以上経過すれば受講可能です。</p>	主任介護支援専門員研修 主任介護支援専門員更新研修 の修了証(写)
	②	介護支援専門員証の有効期間内に本研修が修了できる	当該研修の修了者は、施行規則第113条の18に規定する介護支援専門員更新研修を受けた者とみなされることから、「介護支援専門員更新研修」の受講が免除されるため、主任介護支援専門員更新研修を修了する前に、介護支援専門員証の有効期間満了日が経過しないように十分注意して下さい。	
	③	介護支援専門員の指導・支援等の実践事例の提出ができる	受講者による7類型(別添)のうち3類型以上の内容が備わった介護支援専門員の指導・支援等の実践事例の提出ができること。 なお、1事例で3類型以上が備わらない場合は、2事例以上を提出することで満たして下さい。 事例に関する提出書類は提出事例の概要、利用者基本情報、サービス計画書1・2・3(居宅・施設・予防)、指導経過記録、指導対象者評価表等で様式は指定と任意がありますので、詳細は「令和元年度主任介護支援専門員更新研修の事例提出について」をご参照下さい。	令和元年度主任介護支援専門員更新研修事例提出についてを参照
個別要件 (1項目該当すれば良い)	①	介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者	<p>[研修企画、講師・ファシリテータの経験範囲等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都道府県、市町村、地域包括支援センター、その他公的機関に類する団体(各市町村の社会福祉協議会等)での実施経験者 ②愛知県シルバーサービス振興会、愛知県社会福祉協議会、愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会、日本介護支援専門員協会(ブロック及び都道府県支部を含む) ③介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている各職能団体等(※1)並びに主任介護支援専門員個人(※2参照)が実施する介護支援専門員向け研修の企画や講師、ファシリテータを務めた者で研修実施機関の証明があり、研修実施機関が確認できたもの <p><回数について> 講師：1回以上 ファシリテーター：2回以上</p> <p>(※1)各種職能団体等について：一般法人、医療法人(病院)、学校法人(大学、専門学校等)も可とする。 (※2)主任介護支援専門員個人が実施する場合の個人の扱いについて 事前登録制とする。予め事前に研修実施者本人及び研修内容のわかる書類を提出頂き登録したうえで実施して下さい(詳細は当振興会へお尋ね下さい)</p> <p>(注1)個人での実施は、年間を通じて、介護支援専門員に係る研修の企画から開催まで関わっておれば研修企画のみでも受講要件とする。 (注2)団体主催の場合は企画のみは受講要件としない。 (注3)愛知県以外で実施したのも愛知県の基準に合致しているものは受講要件として認める。 (注4)所属事業所や所属法人内での職員向け研修の講師やファシリテーターは受講要件としない</p> <p>④介護支援専門員実務研修の実習受入れを担当した主任介護支援専門員(講師を務めた扱い)</p> <p>[対象期間] 前回の主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修修了年度の翌年度から受講申込日の前日迄とする。</p>	<p>[様式Ⅰ] 企画書 講師依頼書 案内状 その他</p> <p>[実習受入れ] 第5号様式 「実績証明書」 (社協が発行のもの)</p>
	②	地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者	<p>[対象となる研修]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研修の基礎的要件 <ul style="list-style-type: none"> ア. 一つの研修として算定される時間数は3時間以上(常識的な休憩時間を含む) イ. 複数日にかかる研修の回数計算 ⇒ 1日が3時間以上でカリキュラム等の内容から研修機関が認めれば複数回として計算することができる。 ウ. 介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を習得するための法定外の研修で介護支援専門員が受講者になっている。 エ. 介護支援専門員としての業務遂行のため必須とされている研修(認定調査員研修等)、地域ケア会議、業務を主とした連絡会、情報交換会、所属事業所や所属法人内での職場研修会は対象外。 ② 研修実施機関 <ul style="list-style-type: none"> ア. 都道府県、市町村、地域包括支援センター、その他公的機関に類する団体等(各市町村の社会福祉協議会等) イ. 愛知県シルバーサービス振興会、愛知県社会福祉協議会、愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会、日本介護支援専門員協会(他県ブロック、県支部を含む)、日本ケアマネジメント学会 ウ. 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている法定資格の職能団体等(医師会、薬剤師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会 等) <p>※職能団体等等には一般法人、医療法人(病院)、学校法人(大学、専門学校等)等を含む。</p> <p>エ. 主任介護支援専門員個人が実施する介護支援専門員向けの研修は、原則、個別要件①の個人開催の研修に限る(事前登録制の研修) オ. その他、上記の機関、団体に準ずるもので、主任介護支援専門員更新研修実施機関が適当と認めたもの。</p> <p>[必要回数と対象期間] ①平成27年度までの主任介護支援専門員研修修了者 ⇒ 平成29年度から研修受講申込日前日までに通算で8回以上 ②平成28年度以降の主任介護支援専門員研修並びに主任介護支援専門員更新研修修了者 前回の主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修修了年度の翌年度から研修申込日の属する年度の前年度迄の通算で平均して4回以上(必ずしも年度毎に4回以上でなくても良い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つの研修として算定される時間の用途は3時間以上(休憩時間を含む)とする。 ・複数日にわたる研修の回数計算について [平成29年度までに開催された研修]複数日に関係なく1回として数える。 [平成30年度以降に開催の研修]1日が3時間以上で研修実施機関がカリキュラム内容から判断して認めれば、1日を一回として数えることを可とする。 <p>(他府県の研修) 主任介護支援専門員更新研修実施機関が、愛知県の基準に合致したものと判断したものは回数として算定する。</p> <p>[対象研修としての妥当性判断] ① 受講申込の際に研修会の内容が把握できる資料(案内状、カリキュラム、企画書等)を提出する ② 事前登録制(予め受講要件に該当する研修かどうかを当振興会に照会する扱い) 受講要件に合致すると判断したものはその旨を研修実施機関に通知し案内状等への表示を認める</p>	<p>[様式Ⅱ] 修了証 履修証明書 出張命令書 復命書 カリキュラム その他</p>
	③	日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等で講演・シンポジスト・研究発表・事例提供等の経験がある者。 <p>(注1)主催者については、ブロック及び都道府県支部が行うものも含む。 (注2)プログラム・抄録集等に受講者の氏名が掲載されておれば可とする。 (注3)テーマは介護支援専門員に関わるものとする。 ※受講算定期間は「前回更新研修受講後以降」又は「受講年度を含め受講前5年間の期間」の短い方とする。</p>	<p>[様式Ⅲ] 参加証明書 プログラム 抄録集 その他</p>
	④	日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー		認定証(写)
	⑤	主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターで主任介護支援専門員として従事している主任介護支援専門員で、上記の個別要件①～④に該当せず、地域包括支援センターの業務運営に支障があって市町村長の推薦がある者。 ・愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会が開催した「愛知県主任介護支援専門員資質向上研修」修了者(修了条件該当年度は下記のとおり) (令和元年度受講者)平成26年度又は27年度資質向上研修修了者 (令和2年度受講者)平成27年度資質向上研修修了者 (令和3年度以降の受講者)受講要件の対象外 	<p>[様式Ⅴ] 市町村長推薦書 資質向上研修修了証</p>

年度とは4月1日から翌年の3月31日までのことです